

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

		令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
国・地方公共団体	法定雇用率	2.6%	2.8%	3.0%
	対象の範囲	38.5人以上	36.0人以上	33.5人以上
独立行政法人	法定雇用率	2.6%	2.8%	3.0%
	対象の範囲	38.5人以上	36.0人以上	33.5人以上
都道府県教育委員会（※）	法定雇用率	2.5%	2.7%	2.9%
	対象の範囲	40.0人以上	37.5人以上	34.5人以上

※都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況の労働局長・職業安定所長への報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任

Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

施行令別表4に基づく基準割合の除外率がそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

基準割合	除外率	
	現行	令和7年4月以降
95%以上	75%⇒	65%
90%以上 95%未満	70%⇒	60%
85%以上 90%未満	65%⇒	55%
80%以上 85%未満	60%⇒	50%
75%以上 80%未満	55%⇒	45%
70%以上 75%未満	50%⇒	40%
65%以上 70%未満	45%⇒	35%
60%以上 65%未満	40%⇒	30%

基準割合	除外率	
	現行	令和7年4月以降
55%以上60%未満	35%⇒	25%
50%以上55%未満	30%⇒	20%
45%以上50%未満	25%⇒	15%
40%以上45%未満	20%⇒	10%
35%以上40%未満	15%⇒	5%
30%以上35%未満	10%⇒	—
25%以上30%未満	5%⇒	—

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

